

## 6.4 土壌汚染

### 6.4.1 現況調査結果

#### 6.4.1.1 土地利用の履歴等の状況

土地利用の履歴等の状況は、表 6.4-1に示すとおりである。

表 6.4-1 土地利用の履歴等の状況

年	施設の内容
昭和48(1973)年	中央防波堤内側埋立地の埋立開始
昭和61(1986)年	分別ごみ処理センターしゅん工
昭和62(1987)年	中央防波堤内側埋立地の埋立完了
平成8(1996)年	中防不燃ごみ処理センター第二プラントしゅん工
平成8(1996)年	中防不燃ごみ処理センター第二プラントがしゅん工することで、分別ごみ処理センターを中防不燃ごみ処理センター第一プラントに改称
平成12(2000)年	中防不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設等の土地を東京都と貸付契約締結
平成23(2011)年	中防不燃ごみ処理センター第一プラントを廃止
令和2(2020)年	中防不燃ごみ処理センター第二プラント稼働中

### 6.4.1.2 計画地の土壌汚染の状況

土壌汚染の調査結果は表 6.4-2(1)～表 6.4-3(2)に、地下水質の調査結果は表 6.4-4に示すとおりである。

表 6.4-2(1) 土壌汚染調査結果(溶出量試験)

調査地点	カドミウム (mg/L)	六価クロム (mg/L)	全シアン (mg/L)	総水銀 (mg/L)	アルキル水銀 (mg/L)	セレン (mg/L)	鉛 (mg/L)	砒素 (mg/L)	ふっ素 (mg/L)	ほう素 (mg/L)	PCB (mg/L)
1	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.13	<0.1	<0.0005
2	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
3	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
4	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.11	<0.1	<0.0005
5	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.24	<0.1	<0.0005
6	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.09	<0.1	<0.0005
7	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
8	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.13	<0.1	<0.0005
9	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.34	<0.1	<0.0005
10	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.16	<0.1	<0.0005
11	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
12	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
13	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.10	<0.1	<0.0005
14	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.14	<0.1	<0.0005
15	<0.001	0.024	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	0.002	0.27	<0.1	<0.0005
16	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.37	<0.1	<0.0005
17	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
18	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
19	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
20	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	0.001	0.46	<0.1	<0.0005
21	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
22	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	0.001	<0.001	0.10	<0.1	<0.0005
23	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.11	<0.1	<0.0005
24	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
25	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.11	<0.1	<0.0005
26	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
27	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.09	<0.1	<0.0005
28	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.24	<0.1	<0.0005
29	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	0.002	<0.08	<0.1	<0.0005
30	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.44	<0.1	<0.0005
31	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.30	<0.1	<0.0005
32	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.12	<0.1	<0.0005
33	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.14	<0.1	<0.0005
34	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.18	<0.1	<0.0005
35	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
36	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.21	<0.1	<0.0005
37	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.17	<0.1	<0.0005
38	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	0.001	0.40	<0.1	<0.0005
39	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
40	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	0.001	<0.001	0.11	<0.1	<0.0005
基準値	0.01 以下	0.05 以下	検出され ないこと	0.0005 以下	検出され ないこと	0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下	0.8 以下	1以下	検出され ないこと

注1) 基準値は、東京都環境確保条例の汚染土壌処理基準(溶出量基準)を示す。

注2) <は定量下限値未満を示す。

表 6.4-2(2) 土壤汚染調査結果(溶出量試験)

調査地点	カドミウム (mg/L)	六価クロム (mg/L)	全シアン (mg/L)	総水銀 (mg/L)	アルキル水銀 (mg/L)	セレン (mg/L)	鉛 (mg/L)	砒素 (mg/L)	ふっ素 (mg/L)	ほう素 (mg/L)	PCB (mg/L)
41	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	0.002	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
42	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.19	<0.1	<0.0005
43	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.18	<0.1	<0.0005
44	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.12	<0.1	<0.0005
45	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.24	<0.1	<0.0005
46	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.38	<0.1	<0.0005
47	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.37	<0.1	<0.0005
48	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	0.002	<0.001	0.80	<0.1	<0.0005
49	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	0.001	<0.001	0.35	<0.1	<0.0005
50	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.16	<0.1	<0.0005
51	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.15	<0.1	<0.0005
52	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.43	<0.1	<0.0005
53	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
54	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.11	<0.1	<0.0005
55	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
56	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.47	0.1	<0.0005
57	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	0.001	<0.001	0.38	0.1	<0.0005
58	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.22	0.1	<0.0005
59	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.48	<0.1	<0.0005
60	<0.001	0.024	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.47	<0.1	<0.0005
61	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.18	<0.1	<0.0005
62	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.10	<0.1	<0.0005
63	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	0.001	0.55	<0.1	<0.0005
64	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<u>1.0</u>	<0.1	<0.0005
65	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	0.001	0.68	<0.1	<0.0005
基準値	0.01 以下	0.05 以下	検出され ないこと	0.0005 以下	検出され ないこと	0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下	0.8 以下	1 以下	検出され ないこと

注1) 基準値は、東京都環境確保条例の汚染土壌処理基準（溶出量基準）を示す。

注2) <は定量下限値未満を示す。

注3) 測定結果の下線は基準値超過を示す。

表 6.4-3(1) 土壤汚染調査結果(含有量試験)

調査地点	カドミウム (mg/kg)	六価クロム (mg/kg)	全シアン (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	セレン (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	ふっ素 (mg/kg)	ほう素 (mg/kg)
1	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
2	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
3	<5	<1	<5	<1	<15	28	<15	<400	<400
4	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
5	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
6	<5	<1	<5	<1	<15	24	<15	<400	<400
7	<5	<1	<5	<1	<15	16	<15	<400	<400
8	<5	<1	<5	<1	<15	17	<15	<400	<400
9	<5	<1	<5	<1	<15	18	<15	<400	<400
10	<5	<1	<5	<1	<15	20	<15	<400	<400
11	<5	<1	<5	<1	<15	50	<15	<400	<400
12	<5	<1	<5	<1	<15	33	<15	<400	<400
13	<5	<1	<5	<1	<15	34	<15	<400	<400
14	<5	<1	<5	<1	<15	19	<15	<400	<400
15	<5	<1	<5	<1	<15	40	<15	<400	<400
16	<5	<1	<5	<1	<15	24	<15	<400	<400
17	<5	<1	<5	<1	<15	85	<15	<400	<400
18	<5	<1	<5	<1	<15	27	<15	<400	<400
19	<5	<1	<5	<1	<15	18	<15	<400	<400
20	<5	<1	<5	<1	<15	22	<15	<400	<400
21	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
22	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
23	<5	<1	<5	<1	<15	35	<15	<400	<400
24	<5	<1	<5	<1	<15	22	<15	<400	<400
25	<5	<1	<5	<1	<15	55	<15	<400	<400
26	<5	<1	<5	<1	<15	24	<15	<400	<400
27	<5	<1	<5	<1	<15	20	<15	<400	<400
28	<5	<1	<5	<1	<15	41	<15	<400	<400
29	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
30	<5	<1	<5	<1	<15	110	<15	<400	<400
31	<5	<1	<5	<1	<15	56	<15	<400	<400
32	<5	<1	<5	<1	<15	110	<15	<400	<400
33	<5	<1	<5	<1	<15	<u>390</u>	<15	<400	<400
34	<5	<1	<5	<1	<15	28	<15	<400	<400
35	<5	<1	<5	<1	<15	19	<15	<400	<400
36	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
37	<5	<1	<5	<1	<15	33	<15	<400	<400
38	<5	<1	<5	<1	<15	110	<15	<400	<400
39	<5	<1	<5	<1	<15	41	<15	<400	<400
40	<5	<1	<5	<1	<15	100	<15	<400	<400
41	<5	<1	<5	<1	<15	26	<15	<400	<400
42	<5	<1	<5	<1	<15	33	<15	<400	<400
基準値	150 以下	250 以下	遊離シアン 50 以下	15 以下	150 以下	150 以下	150 以下	4,000 以下	4,000 以下

注1) 基準値は、東京都環境確保条例の汚染土壌処理基準（含有量基準）を示す。

注2) <は定量下限値未満を示す。

注3) 測定結果の下線は基準値超過を示す。

表 6.4-3(2) 土壤汚染調査結果(含有量試験)

調査地点	カドミウム (mg/kg)	六価クロム (mg/kg)	全シアン (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	セレン (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	ふっ素 (mg/kg)	ほう素 (mg/kg)
43	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
44	<5	<1	<5	<1	<15	20	<15	<400	<400
45	<5	<1	<5	<1	<15	86	<15	<400	<400
46	<5	<1	<5	<1	<15	93	<15	<400	<400
47	<5	<1	<5	<1	<15	110	<15	<400	<400
48	<5	<1	<5	<1	<15	130	<15	<400	<400
49	<5	<1	<5	<1	<15	<u>320</u>	<15	<400	<400
50	<5	<1	<5	<1	<15	26	<15	<400	<400
51	<5	<1	<5	<1	<15	34	<15	<400	<400
52	<5	<1	<5	<1	<15	27	<15	<400	<400
53	<5	<1	<5	<1	<15	35	<15	<400	<400
54	<5	<1	<5	<1	<15	33	<15	<400	<400
55	<5	<1	<5	<1	<15	24	<15	<400	<400
56	<5	<1	<5	<1	<15	56	<15	<400	<400
57	<5	<1	<5	<1	<15	65	<15	<400	<400
58	<5	<1	<5	<1	<15	69	<15	<400	<400
59	<5	<1	<5	<1	<15	85	<15	<400	<400
60	<5	<1	<5	<1	<15	65	<15	<400	<400
61	<5	<1	<5	<1	<15	28	<15	<400	<400
62	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
63	<5	<1	<5	<1	<15	32	<15	<400	<400
64	<5	<1	<5	<1	<15	24	<15	<400	<400
65	<5	<1	<5	<1	<15	34	<15	<400	<400
基準値	150 以下	250 以下	遊離シアン 50 以下	15 以下	150 以下	150 以下	150 以下	4,000 以下	4,000 以下

注1) 基準値は、東京都環境確保条例の汚染土壌処理基準（含有量基準）を示す。

注2) <は定量下限値未満を示す。

注3) 測定結果の下線は基準値超過を示す。

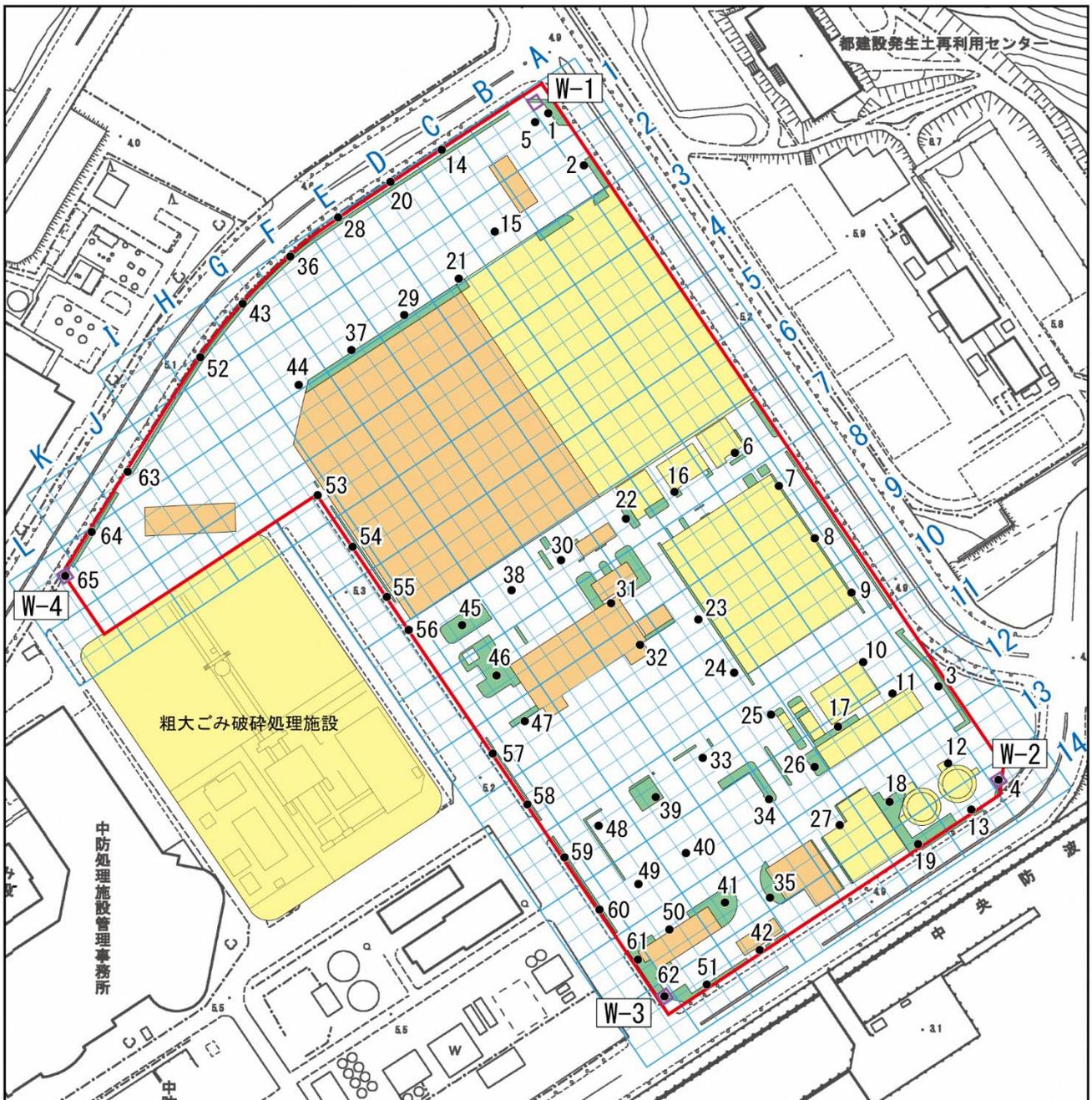
表 6.4-4 地下水質調査結果

対象項目	単位	調査結果				基準値
		W-1	W-2	W-3	W-4	
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
砒素	mg/L	0.008	0.004	0.001	<u>0.018</u>	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
ふっ素	mg/L	0.52	<u>0.98</u>	0.27	0.79	0.8 以下
ほう素	mg/L	0.2	1.0	0.5	0.4	1 以下

注1) 基準値は、地下水の水質汚濁に係る環境基準に係る環境基準を示す。

注2) <は定量下限値未満を示す。

注3) 測定結果の下線は基準値超過を示す。



凡 例

- : 計画地
- : 解体施設
- : 稼働施設
- : 緑地
- : 土壌汚染調査地点
- : 地下水調査地点 (4 地点)
- : 30m 格子
- : 10m 格子



1:3,000



図 6.4-1 土壌及び地下水質調査地点

## 6.4.2 環境保全のための措置

### 6.4.2.1 予測に反映した措置

工事の施行中において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

#### (1) 有害物質の土壤汚染状況調査等

中防不燃ごみ処理センター第一プラントの解体工事に先立ち、関係法令に基づき有害物質の土壤汚染状況調査等を行う。調査に当たっては「東京都土壤汚染対策指針」等に基づき調査単位区画を設定し、調査区画が建物下など工事着手前に調査が実施できない区画がある場合、工事の進捗に合わせ当該区画の調査を実施する。

なお、土壤汚染状況調査により汚染土壤処理基準等を超過していると認められる場合、「東京都土壤汚染対策指針」等に基づき汚染土壤の範囲を確定するとともに、汚染の除去や拡散防止措置といった関連法令に基づく適切な対策を講じ、事後調査報告書において報告する。

#### (2) 建設発生土を搬出する場合の受入基準の確認

本事業に伴う建設発生土を搬出する場合は、土壤中の有害物質等が「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出する。

#### (3) 汚染土壤の適切な処理

(1)の調査において確認された汚染土壤を区域外へ搬出する場合、「汚染土壤の運搬に関するガイドライン」に基づき、運搬車両にシート掛け等を行ったうえで適切に運搬する。また、「東京都環境確保条例」及び「土壤汚染対策法」に基づき、許可を受けた汚染土壤処理施設へ搬出し適切に処理する。

### 6.4.2.2 予測に反映しなかった措置

工事における排水に当たっては、(1)の調査において有害物質等による汚染土壤が確認された場合は、必要に応じ仮設の汚水処理設備等を設置し、下水排除基準に適合するよう適切に処理した後、公共下水道に放流する。

## 6.4.3 評価の結果

### 6.4.3.1 土壤中の有害物質等の濃度

計画地内における現況調査結果によると、溶出量試験においてふっ素が1地点、含有量試験において鉛が2地点で、東京都環境確保条例の汚染土壤処理基準（ふっ素（溶出量試験）：0.8mg/L以下）、鉛（含有量試験）：150mg/L以下）を超過した。それ以外の項目については、東京都環境確保条例の汚染土壤処理基準を下回った。

現在、施設は稼働中であり、中防不燃ごみ処理センター第一プラントの解体の際には、関係法令に基づき、工事区域内の土壤について汚染状況調査を実施し、汚染状況を把握するとともに、適切な拡散防止対策を実施する。

このことから、有害物質等が流出するおそれはない。

#### 6.4.3.2 地下水への溶出の可能性の有無

不圧地下水について行った現況調査では、地下水中の有害物質等の濃度は、砒素が1地点で、ふっ素が1地点で環境基準（砒素：0.01mg/L以下、ふっ素：0.8mg/L以下）を超過した。

砒素及びふっ素は、自然由来のものであり、また、「6.4.3.1 土壌中の有害物質等の濃度」に示したとおり、新たに土壌が汚染されるおそれがないことから、工事の実施が地下水汚染を引き起こすことはないと考ええる。

#### 6.4.3.3 汚染土壌の量

中防不燃ごみ処理センター第一プラントの解体の際には、関係法令に基づき、工事区域内の土壌について汚染状況調査を実施し、汚染状況を把握し、その結果を用いて、汚染土壌の量を把握する。

#### 6.4.3.4 新たな土地への拡散の可能性の有無

中防不燃ごみ処理センター第一プラントの解体の際には、関係法令に基づき、工事区域内の土壌について汚染状況調査を実施し、汚染状況を把握するとともに、適切な拡散防止対策を実施する。

また、本事業に伴い発生する建設発生土を計画地外へ搬出する場合は、「東京都建設発生土再利用センター」等の受入施設の基準に適合していることを確認し、適切に処理する。受入基準に適合していない場合には、関係法令に基づき適切に処理する。

このことから、新たな土地への拡散はないと予測する。

したがって、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはなく、評価の指標を満足すると考える。

## 6.5 景観

### 6.5.1 環境保全のための措置

#### 6.5.1.1 予測に反映した措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

- ・建築物等の外観意匠については、江東区景観計画に定める景観形成基準に基づいた周辺環境と調和したデザインとする。
- ・計画施設は可能な限り緑化を図る。

### 6.5.2 評価の結果

#### 6.5.2.1 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度

計画地は、中央防波堤内側埋立地である人工島に位置し、計画地一帯は、灰溶融施設、粗大ごみ破碎処理施設等のごみ処理施設となっている。ごみ処理施設周辺には、官民の工場、事務所などが存在し、その北側や西側の海に面した区域には中央防波堤ばら物ふ頭、中央防波堤内側内貿ふ頭等の港湾施設がある。また、計画地東側には、現在工事中の海の森公園が整備中である。ごみ処理施設、工場、事務所、港湾施設及び公園が計画地及びその周辺を代表する景観要素となっている。

本事業は、既存施設（整備範囲）において、新たに中防不燃・粗大ごみ処理施設を整備するものであり、建築物の建築等における配置、形態・意匠・色彩及び緑化について可能な限り配慮することから、本事業の実施による景観構成要素の改変はなく、地域景観の特性に変化はない。

#### 6.5.2.2 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

本事業は、既存施設（整備範囲）において、中防不燃・粗大ごみ処理施設を整備するものであり、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状に当たっては江東区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とする。さらに、構内緑化のほか、新施設の屋上緑化等を行うことにより良好な景観を形成し、周辺景観と調和のとれた景観を創出することで、眺望に大きな変化を及ぼさないと考える。



主要な臨港道路である青海縦貫道線（中防内4号線）に位置する中防大橋の歩道の欄干付近の眺望地点である。橋の上から計画地の南西側を望むことができ、第一プラントの選別棟及び第二プラントの選別制御棟などを見ることができる。

写真 6.5-1(1) 地点1 中防大橋からの景観(現況)



計画地南東側に新たに高さ22m～28mの新施設が出現することにより、後背地の海の森公園の緑や空がわずかに遮られるが、現況の施設と一体となった眺望となるため、整備前後で眺望の変化はわずかである。

写真 6.5-1(2) 地点1 中防大橋からの景観(将来)

## 6.6 廃棄物

### 6.6.1 環境保全のための措置

#### 6.6.1.1 予測に反映した措置

##### (1) 工事の施行中

工事の施行中における環境保全のための措置は、表 6.6-1に示すとおりである。工事の施行中には、できるだけ廃棄物の発生が抑えられるような施工計画とし、分別の徹底と再利用等を行う。発生した建設廃棄物は、再資源化を図るとともに、可能な限り計画地内での利用を進める。

また、再利用のできない廃棄物については、適切に処分することとし、マニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認し、報告する。

なお、アスベストについては、法令等に基づき適切に処理・処分する。

表 6.6-1 環境保全のための措置（工事の施行中）

項目	環境保全のための措置の内容
廃棄物（建設廃棄物）の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値を満足する</li> <li>・型枠材の徹底した転用を行うこと並びに PCa 版の利用により、建設木くずの発生を抑制する。</li> <li>・建設資材には、再生品の利用に努める。</li> </ul>
廃棄物（施設稼働に伴う廃棄物）の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度以降、中防不燃ごみ処理センターから排出され不燃物として最終処分していた処理残さのうち、可燃性のある約半量（約2万t）は清掃一組が管理している清掃工場で焼却処理することにし、最終処分量の削減を図っていく。</li> </ul>
廃棄物の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート塊は、再生骨材等として利用する。</li> <li>・その他がれき類（アスファルトコンクリート塊等）は再資源化を図る。</li> <li>・金属くずは、有価物として売却し、再資源化を図る。</li> <li>・廃プラスチック類は廃棄物熱回収施設に搬入し、発電燃料としてサーマルリサイクルする。</li> <li>・建設汚泥については脱水等の処理を行い再利用に努める。</li> </ul>
建設発生土の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設発生土については一部を埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。</li> </ul>
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の有効利用措置を適用しても、やむを得ず発生する場合には、法令等に従い適切に処理する。</li> <li>・解体工事前までに施設の稼働中に確認できない箇所についてもアスベストの調査を行い、アスベストの使用の有無を確認した上で、解体・除去等については、法令等に基づき適切に処理・処分する。</li> </ul>
特別管理廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別管理廃棄物が確認された場合は、その種類、量、撤去方法及び処理処分方法を明らかにし、事後調査報告書にて報告する。</li> <li>・新施設から排出される不燃物については、引き続き工事の施行中における中防不燃ごみ処理センターから排出される不燃物と同様の処理を行い、最終処分量の削減を図っていく。</li> </ul>

##### (2) 工事の完了後

施設の稼働時における環境保全のための措置は、表 6.6-2に示すとおりである。

表 6.6-2 環境保全のための措置（施設の稼働時）

項目	環境保全のための措置の内容
廃棄物の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄、アルミの回収率を上げることにより、資源物の回収量を増やす。</li> </ul>
廃棄物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃物の選別精度を向上させ、埋立処分量の削減に努める。</li> </ul>

## 6.6.2 評価の結果

### 6.6.2.1 工事の施行中

#### (1) 廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法

解体工事及び新施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約4.8万tと予測される。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の全体の目標値を満足する。

また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。

工事の施行中における施設の稼働に伴い排出される廃棄物については、令和2年度以降、中防不燃ごみ処理センターから排出され不燃物として最終処分していた処理残さのうち、可燃性のある約半量（約2万t）は清掃一組が管理している清掃工場で焼却処理することにし、最終処分量の削減を図っていく。

したがって、廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。

#### (2) 建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法

新施設の建設に伴い発生する建設発生土は約3.4万m<sup>3</sup>である。掘削土のうち、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。

したがって、建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。

### 6.6.2.2 工事の完了後

#### (1) 廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法

新施設稼働時の埋立量（不燃物及び脱水汚泥）は約1.8万t/年、資源物の回収量は、鉄1.7万t/年、アルミ0.2万t/年であり、再資源化率は約86%である。

新施設稼働時では、鉄、アルミの回収率を上げることにより、資源物の回収量を増やすとともに、不燃物の選別精度の向上等によって埋立処分量の削減に努める。また、新施設から排出される不燃物については、引き続き工事の施行中における中防不燃ごみ処理センターから排出される不燃物と同様の処理を行い、最終処分量の削減を図っていく。

したがって、本事業の工事の完了後において、廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。

## 6.7 温室効果ガス

### 6.7.1 環境保全のための措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

#### 6.7.1.1 予測に反映した措置

- ・太陽光発電により再生可能エネルギーを活用して二酸化炭素排出量の削減を図る。

#### 6.7.1.2 予測に反映しなかった措置

- ・LED照明、高効率モーターを設置することで、環境負荷の低減を図る。
- ・初期照度補正制御及び明るさセンサーによる昼光利用制御を採用することにより、照明器具の消費電力の低減を図る。
- ・人感センサーによる点灯制御を採用することにより、照明器具の消費電力の低減を図る。
- ・高効率ファンを採用することにより、エネルギーのロスを最小限に抑える。
- ・搬入ごみにフロン類を封入した機器が混入している場合は、別途選別し、関係法令に従い、適切に処理・処分する。
- ・清掃一組が管理する清掃工場でごみ発電したCO<sub>2</sub>排出係数の低い余剰電力の一部を、新施設へ送電（自己託送）して使用する。

### 6.7.2 評価の結果

新施設では、電力、都市ガスの使用によって、約6,654t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスを排出すると予測するが、太陽光発電によって約23t-CO<sub>2</sub>/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、削減量を見込んだ温室効果ガスの総排出量は、約6,631t-CO<sub>2</sub>/年と予測する。

本事業では、エネルギーの有効利用として、太陽光等の再生可能エネルギーを積極的に活用する。また、屋上及び壁面の緑化による建物の断熱化やLED照明導入によるエネルギー使用量削減を図る。

さらに、清掃一組が管理する清掃工場でごみ発電したCO<sub>2</sub>排出係数の低い余剰電力の一部を、新施設へ送電（自己託送）して使用する。

したがって、事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量は可能な限り削減でき、評価の指標を満足すると考える。